

議第 46 号

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

下呂市における農地災害、農業用施設災害、林道災害及び林道改良事業に要する費用又は経費に係る分担金の軽減を図り事業を推進するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例

下呂市分担金徴収条例（平成16年下呂市条例第64号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第1条、第3条関係）				別表（第1条、第3条関係）			
事業名	区分	受益者負担率	備考	事業名	区分	受益者負担率	備考
土地改良事業の部～草地林地一体的利用総合整備事業の部（略）				土地改良事業の部～草地林地一体的利用総合整備事業の部（略）			
農地災害復旧事業	国の査定した事業	事業費の額から国・県から交付を受けた補助金の額を控除した額（以下「補助残額」という。）の75%		農地災害復旧事業	国の査定した事業	15%	補助金が85%を超える場合は補助残の額とする。
	市単独事業	15%			市単独事業	20%	
農業用施設災害復旧事業	国の査定した事業	補助残額の75%		農業用施設災害復旧事業	国の査定した事業	10%	補助金が90%を超える場合は補助残の額とする。
	市単独事業	15%			市単独事業	20%	
林道開設・改築事業	一律	10%		林道開設・改良事業	一律	10%	
林道改良事業	一律	5%		林道舗装事業	一律	10%	
林道舗装事業	一律	10%		林道災害復旧事業	国の査定した事業	10%	補助金が90%を超える場合は補助残の額とする。
林道災害復旧事業	国の査定した事業	補助残額の10%			市単独事業	10%	
	市単独事業	5%		コミュニティ施設等整備事業の部～ライフライン保全対策事業の項（略）			
※（略）				※（略）			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市における農地災害、農業用施設災害、林道災害及び林道改良事業に要する費用又は経費に係る分担金の軽減を図り事業を推進するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 農地災害復旧事業等の受益者負担率を改めます。

(別表関係)

(2) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則関係)